

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

9月4日発行
Vol.662

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

・ eスポーツ体験交流会 ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 ----- 3

浪江町 ----- 11

双葉町 ----- 15

福島県 ----- 17

●東京電力ホールディングス

・ 個人さまに対する請求書類
「生命・身体的損害に係る賠償」の
発送について ----- 18

8/24 土

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

eスポーツ体験交流会

市は、小高交流センターで、県の「eスポーツによる「ふくしま」活性化事業」を活用したeスポーツ体験交流会を開催しました。



2ページをご覧ください。

8/24(土)

eスポーツ体験交流会

市は、小高交流センターで、県の「eスポーツによる「ふくしま」活性化事業」を活用したeスポーツ体験交流会を開催しました。

当日は子どもからお年寄りまで多く市民が来場し、福島eスポーツ推進協議会代表の中河西宏樹氏から説明を受けた後、思い思いのゲームで対戦を楽しみながら交流を深めました。

また、当日は原町第二中学校の生徒3人に、ボランティアとして受け付けなどにご協力いただきました。





南相馬市からのお知らせ

令和7年度育英資金貸付制度

9月1日HP更新

令和7年4月に大学・短大または高等専門学校・専修学校、高等学校(以下、大学等)に進学する方や在学中の方を対象に南相馬市育英資金修学生の候補者を募集します。
 なお、令和6年度からの貸付開始分(貸付区分:高校1人)についても引き続き募集しています。

▶ 令和7年度南相馬市育英資金貸付 募集要項 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueiyoukou.pdf>



▶ 募集要項別紙1 応募資格(1)成績要件について [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueiyoukoubesi1.pdf>



▶ 募集要項別紙2 応募資格(3)所得要件について [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueiyoukoubesi2.pdf>



貸し付けを受ける方の資格

1. 大学等に令和7年度入学予定または在学中であり、品行が正しく、学術に優れている方
2. 進学するまで南相馬市に引き続き1年以上住所を有していた方
3. 市が定める所得要件を満たす方
4. 南相馬市の看護師等修学資金、保育士等修学資金または介護福祉士等修学資金の貸し付けを受けていない方

注意 1成績要件および3所得要件については、募集要項別紙1および別紙2を参照

貸付額

貸付種別	貸付額
大学(短大を含む)	月額64,000円以内
高等専門学校又は専修学校(2年以上)	月額40,000円以内
高等学校	月額18,000円以内
入学資金(令和7年度入学者のみ) (高等学校入学の場合を除く)	400,000円以内

次ページへ続きます

貸付期間

在学する大学等の正規の修学期間

貸付金の返還(無利子)

返還開始時期	卒業の年の10月から
返還期間	貸付期間の3倍の期間で返還 (ただし、最長18年間で返還)

【例】「4年制大学の場合」

月額64,000円+入学資金400,000円の貸し付けを希望した場合

- 貸付期間:令和7年4月から令和11年3月までの48カ月
- 入学:令和7年4月
- 卒業:令和11年3月
- 返還期間:令和11年10月から令和23年9月までの144カ月
- 返還額:月額24,200円(端数は最終返還月で調整)

返還の一部免除

育英資金の貸し付け完了後、以下の全ての要件を満たすことで、返還の一部が免除されます。

1. 平成31年4月1日以降に育英資金の返還を開始する方
2. 大学等を卒業した月の翌月の初日から育英資金の返還が完了する日までの間に育英資金の貸し付けを受けた期間と同期間継続して南相馬市内に住所を有している方
3. 南相馬市内に住所を有している間、就業している方
4. 育英資金の返還を滞納していない方
5. 市税の滞納がない方
6. 南相馬市修学資金の給付を受けていない方

※ 詳しくは募集要項3～4ページをご覧ください。

募集期限

9月30日

注意 申請が募集枠に満たない場合は、申請期間以降も随時受け付けます。

次ページへ続きます 

申請に必要な書類

1. 育英資金貸付申請書
2. 学校の長が発行する修学生推薦調書
3. 世帯全員の住民票の写し
4. 世帯全員の所得証明書
5. 連帯保証人の印鑑登録証明書
6. 連帯保証人の所得証明書
7. 在学証明書(令和7年入学予定の方は、令和7年4月に提出していただきます。)
8. 口座振替依頼書
注意 振込口座の通帳の写しを添付してください。
9. 入学前に入学資金の貸し付けを希望する場合、進学先からの合格通知書
注意 申請時点で合格していない場合、合格が決まり次第提出していただきます。
 入学資金の振り込みは合格通知書の提出後、約1カ月程度で振り込みます。

ダウンロード

- ▶ 様式第1号育英資金貸付申請書 [RTF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueiyousiki1.rtf>



- ▶ 様式第1号育英資金貸付申請書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueiyousiki1.pdf>



- ▶ 様式第1号育英資金貸付申請書(記載例) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueiyousiki1kaisairei.pdf>



- ▶ 様式第2号学校の長が発行する修学生推薦調書 [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueiyousiki2.doc>



- ▶ 様式第2号学校の長が発行する修学生推薦調書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueiyousiki2.pdf>



- ▶ 様式第2号学校の長が発行する修学生推薦調書(記載例) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueiyousiki2kaisairei.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 育英資金振込口座振替依頼書 [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueikouzahurikaerai.docx>



▶ 育英資金振込口座振替依頼書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueikouzahurikaerai.pdf>



▶ 育英資金返還シミュレーション [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/ikueihenkan.pdf>



【申請・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0244-24-5282

南相馬市みらい育成修学資金

進学や免許・資格取得のための

南相馬市の

奨学金制度

令和7年度からの貸付・
給付申請を受け付けています。

お問合せ 教育委員会事務局 教育総務課
総務係 TEL.0244-24-5282



令和5年度第4回個人積算線量測定(令和6年1月～3月)結果

8月23日HP更新

実施概要

(1) 測定期間

令和6年1月～3月

(2) 測定者数

439人	【内訳】	乳幼児	0人
		小学生	12人
		中学生	11人
		高校生	9人
		一般	407人

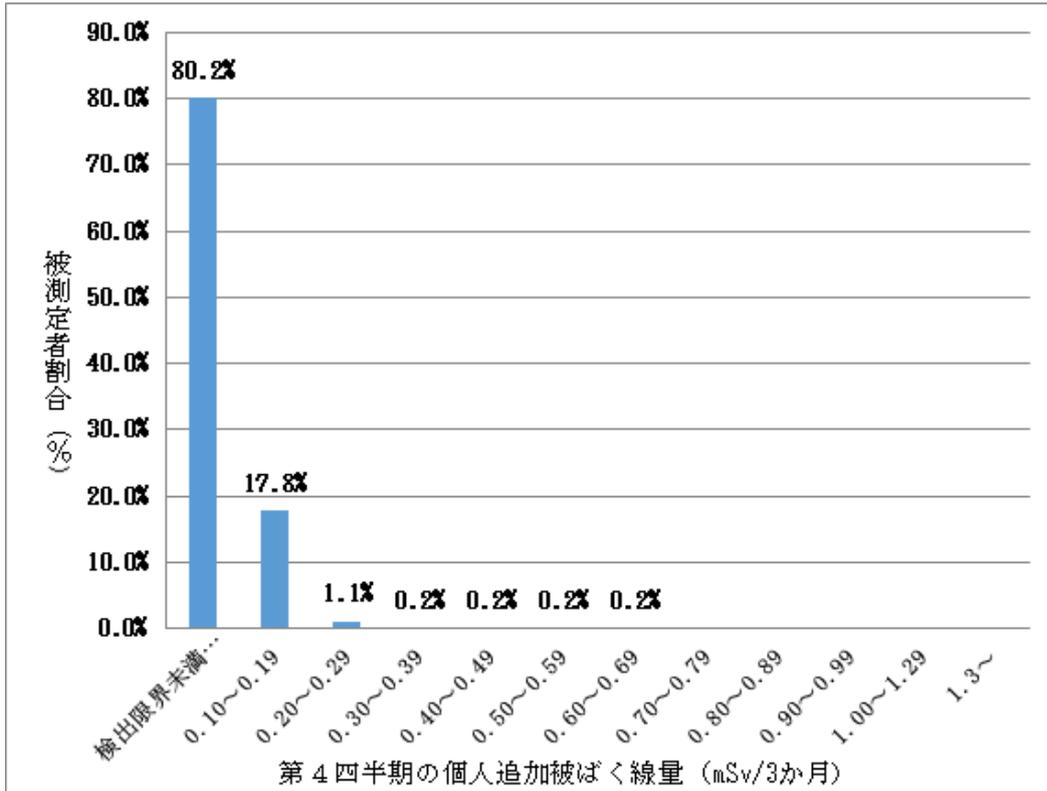
実施結果

- 測定期間:令和6年1月1日～3月31日
- 測定者数:439人

令和5年度(第4四半期)における個人追加被ばくの積算線量

個人追加被ばく線量(mSv/3カ月)	人数(人)	割合(%)
検出限界未満～0.09	352	80.2
0.10～0.19	78	17.8
0.20～0.29	5	1.2
0.30～0.39	1	0.2
0.40～0.49	1	0.2
0.50～0.59	1	0.2
0.60～0.69	1	0.2
0.70～0.79	0	0.0
0.80～0.89	0	0.0
0.90～0.99	0	0.0
1.00～1.29	0	0.0
1.30～	0	0.0
総計	439	100.0

次ページへ続きます 

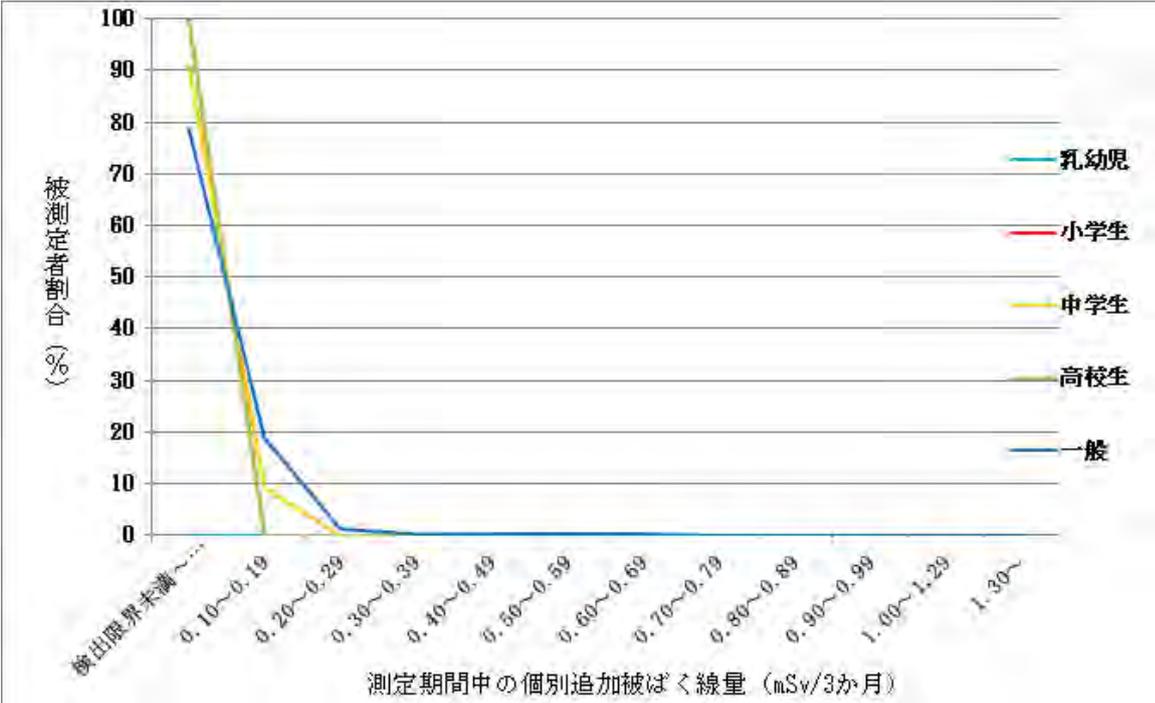


第4四半期における推定追加被ばく量は、被測定者の439人中430人(98%)が 0.19mSv/3か月以下となることがわかった。

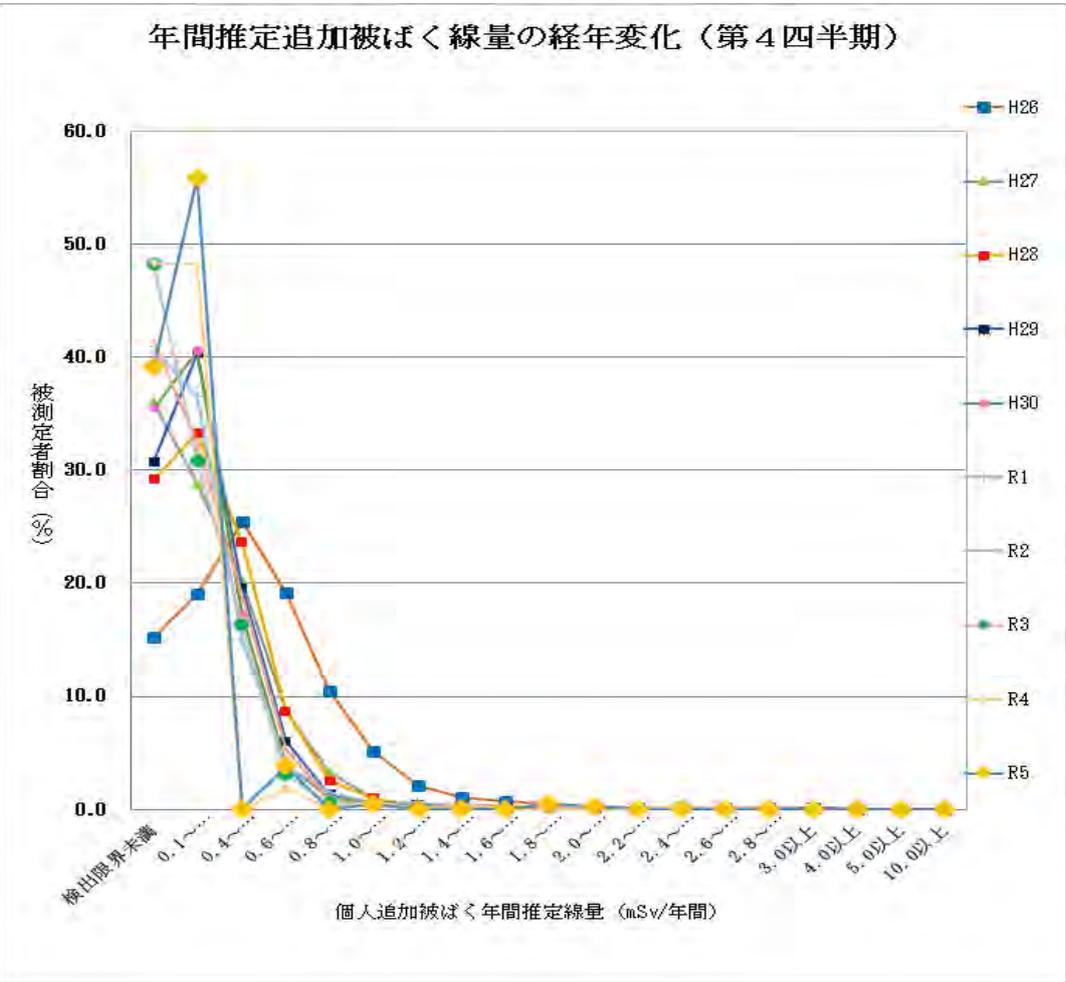
令和5年度（第4四半期）における児童、生徒及び一般人の種別ごとの個人追加被ばく線量

個人追加被ばく線量 (mSv/3か月)	乳幼児		小学生		中学生		高校生		一般		総計	
	人数	割合 (%)										
検出限界未満~0.09	0	0	12	100	10	90.9	9	100	321	78.9	352	80.2
0.10~0.19	0	0	0	0	1	9.10	0	0	77	19.0	78	17.8
0.20~0.29	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1.3	5	1.2
0.30~0.39	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2	1	0.2
0.40~0.49	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2	1	0.2
0.50~0.59	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2	1	0.2
0.60~0.69	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2	1	0.2
0.70~0.79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.80~0.89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.90~0.99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1.00~1.29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1.30~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	0	0	12	100	11	100	9	100	407	100	439	100
3か月測定値平均 (mSv/3か月)	0.00		0.03		0.06		0.03		0.06		0.06	

次ページへ続きます 



令和5年度第4四半期の個人追加被ばく量から推測すると、4倍して、年間1mSv/年を超える可能性のある方は、一般人に僅かに見られるに過ぎなかった。



次ページへ続きます

経年するにつれ、少しずつ年間推定線量も低くなっていることが分かるが、近年ではすでに自然界から受ける被ばく量との差異がなくなってきており、ここからさらに大幅に低下することはないと予想される。

今回の結果

- 令和5年度の第4四半期(令和6年1月～令和6年3月)の個人追加被ばく線量は、被測定者439人中430人が0～0.19mSv/3カ月の範囲にあり、その値から推定される個人被ばく線量は、限度値(1mSv/年)に達しないことがわかりました。
- 3カ月間の積算線量を4倍にして年間の追加被ばく線量を推定した際、年間被ばく限度値が1mSv/年を超える可能性のあるひとが9人(0.2～0.69mSv/3カ月)おられました。年間被ばく量は、限度値を超えないことが確認されています。

■評価およびコメント

測定結果について、南相馬市放射線健康対策委員長からの評価およびコメントは次のとおりとなります。

- ◆ これまでの科学的知識で判断すると、昨年度の結果同様、測定者全員の被ばく線量は、健康影響が心配されるレベルではありませんでした。

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 放射線健康係

TEL 0244-44-2121



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [8/30～9/6]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
 02分～ 第12回 南相馬市鎮魂復興市民植樹祭
 22分～ 太田小学校 手押し田車体験
 29分～ 月刊図書館通信 9月号
 32分～ 南相馬市役所 正職員募集！
 34分～ 第37回野馬追の里 健康マラソン大会
 第19回ウォーキング大会 -参加者募集のお知らせ-
 37分～ 令和6年度広報・広聴に関するアンケート調査
 38分～ 南相馬市いきいき80体操 お口の体操編
 46分～ 南相馬見聞録 相馬太田神社
 51分～ 交通事故防止【自転車ヘルメット着用編】
 52分～ 四季百景～南相馬 山紫水明の間から～
 58分～ 気をつける 空き巣
 59分～ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまーくん



浪江町からのお知らせ

町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

9月2日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談を受け付けています。
各出張所にて開催しておりますので、気軽にご参加ください。

開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けしてください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
9月	2日(済)	10日(火) 24日(火)	17日(火)
10月	7日(月)	8日(火) 22日(火)	15日(火)
11月	6日(水)	12日(火) 26日(火)	19日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 相談弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介することとなります。

各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

令和7年度浪江町職員採用候補者試験(高校卒・社会人)のお知らせ

9月3日HP更新

職種、採用予定人員および主な職務内容

試験職種	区分	採用予定数	主な職務内容
高校卒程度	行政職	1人程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務などの事務全般
社会人	行政職	3人程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務などの事務全般
	土木職	1人程度	一般事務、農業土木業務、土木行政事務など
	建築職	1人程度	一般事務、建築業務、建築行政事務など

●採用予定時期 令和7年4月1日以降

受験資格

試験職種	区分	受験資格
高校卒程度	行政職	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
社会人	行政職	平成元年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者であって、令和6年9月1日までに職務経験が2年以上ある者
社会人	土木職	平成元年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者であって、令和6年9月1日までに土木(設計・施工管理)に関する職務経験が2年以上、かつ1級土木施工管理技士の資格を有する者
社会人	建築職	平成元年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者であって、令和6年9月1日までに建築(設計・施工管理)に関する職務経験が2年以上、かつ1級建築士の資格を有する者

※ 最終合格決定後、職務経験期間、資格および免許の確認のため、資格、免許証の写しおよび在職期間証明書などを提出していただくことになります。

※ 採用時に普通自動車免許を有していることが条件です。

注意 前記の受験資格にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、この処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

次ページへ続きます 

試験の期日、場所および発表

区分	期日	試験内容	試験場	発表
第1次試験 総合能力試験(SPI3)	受験依頼メールで指定した日から、11月3日(日)までの期間のうち、受験者が選択する日時	総合能力試験(SPI3) 基礎能力検査、性格検査 ※受験受付後、試験案内メールを受験者にお送りします。その後、自身の都合の良い日時を予約した上で受験していただきます。	受験者が選択するテストセンター会場およびオンライン会場 ※選択できる会場はSPI3公式サイト https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/ で確認してください。	11月上旬頃、受験者に通知する予定
第2次試験	12月上旬頃を予定(第1次試験合格者に改めて通知する。)			改めて通知

※ 性格検査または基礎能力検査のいずれかを受験していない場合は、受験辞退として取り扱いますので、注意してください。

受験案内、申込書の請求

受験案内および申込用紙は、「浪江町役場 総務課行政係および各出張所」で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「令和7年度採用職員採用試験申込用紙請求」と朱書き、140円切手(10/1からは180円)を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封のうえ請求してください。また、申込用紙をダウンロードして使用することもできます。

【請求先】 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2 浪江町役場 総務課 行政係

《受験案内》

- ▶ 令和7年度浪江町職員採用候補者試験(高校卒程度)について[PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21347.pdf>



- ▶ 令和7年度浪江町職員採用候補者試験(社会人)について[PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21348.pdf>



《申込書》

- ▶ 高校卒程度行政職採用候補者試験申込書[Excel]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21349.xlsx>



- ▶ 社会人行政職採用候補者試験申込書[Excel]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21350.xlsx>



次ページへ続きます 

▶ 社会人土木職採用候補者試験申込書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21351.xlsx>



▶ 社会人建築職採用候補者試験申込書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21352.xlsx>



申し込み方法

申込用紙を郵送する場合には、封筒に「令和7年度採用浪江町職員採用試験申し込み」と朱書して、必ず簡易書留にて送付してください。

なお、受験票を返送しますので自分宛の封筒(返信用封筒)に84円切手(10/1からは110円)を貼って同封してください。

申込用紙の受験票欄に忘れずに写真を添付してください。

【提出先】 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2 浪江町役場 総務課 行政係

受付期間

9月20日(金)から10月17日(木)まで(執務時間中に限ります。)

※ 郵便による申込書提出の場合、10月15日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

採用候補者へのメッセージ

浪江町では国立競技場のデザインを手がけた隈研吾氏が設計する浪江駅周辺施設整備事業をはじめ、福島国際教育研究機構、水素や再生可能エネルギーを活用したまちづくりといったこれまでにない新たなまちづくりにチャレンジしています。私たちと共に「世界に発信する未来のまちづくりを作り上げる方」を心待ちにしています。

問い合わせ

総務課 行政係

TEL 0240-34-0235



双葉町からのお知らせ

町民の皆さまへ(町長メッセージ)

9月1日HP更新

9月に入ってもなお、日中は暑い日が続いておりますが、朝晩は幾分過ごしやすくなりました。

特定復興再生拠点区域の避難指示解除から2年が経過し、町内の様子も目に見える形で変わってきております。中野地区復興産業拠点への企業立地をはじめ、駅東地区の商業施設や双葉町内での学校再開に向けた取り組みなど、新しいまちづくりをさらに前進させるため、引き続き職員一同全力で業務に取り組んでまいります。

8月3日から5日まで、友好町である京都府京丹波町の子どもたちと町立中学校生徒との交流事業に同行しました。京丹波町の伝統芸能体験や、京都市内での研修を通じて、古都京都ならではの歴史や文化に触れ、実りある有意義な事業となりました。今後も、京丹波町との交流を続けてまいります。

8月9日、東日本大震災・原子力災害伝承館館長の長崎大学高村教授にご案内いただき「被爆79周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」に参列しました。原子爆弾によって大きな被害を受けた長崎市は、被爆の悲惨さを忘れず、後世に語り伝える世界恒久平和を念願する日として毎年8月9日を「ながさき平和の日」と定めています。これまで、テレビで式典の様子を拝見していましたが、今回は貴重な機会をいただき、平和公園の会場で参列者の皆さまとともに世界平和を祈りました。

7月26日から始まったパリオリンピックは17日間の日程を終え、8月11日に閉会式が行われました。バドミントン混合ダブルスに出場した富岡高校卒業生の渡辺勇大選手と東野有紗選手は、見事銅メダルを獲得、その雄姿は、見る人に勇気と感動を与えてくれたと思います。

秋とはいえ、日中は連日の残暑です。夏の疲れも出る時期でございますので、町民の皆さまにはお身体に気を付けてお過ごしくださいますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

令和6年度町政懇談会開催のお知らせ

9月2日HP更新

東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故から13年5カ月が過ぎました。いまだ多くの町民の皆さまが避難先での生活を継続され、一方町内に帰還・移住された皆さまもさまざまな不便や不安を感じておられることと存じます。

このような中、双葉町では、町の復旧・復興と町民の皆さまの生活再建、町内の環境整備などの課題に全力を挙げて取り組んでいるところです。

つきましては、町政全般について、町民の皆さまの率直なご意見やご要望等をお伺いし、今後のまちづくりに反映いたしたく、下記のとおり町政懇談会を開催いたしますので、お近くの会場にご出席くださいますようお願いいたします。

月日	時間	場所	
10月8日(火)	午前9時～11時	双葉町	双葉町役場 2階(大会議室2(議場)) 双葉町大字長塚字町西73番地4 TEL:0240-33-2111(代表)
	午後2時～4時	いわき市	いわき市労働福祉会館 3階(大会議室1) いわき市平字堂ノ前22 TEL:0246-24-2511
10月9日(水)	午前9時～11時	茨城県 つくば市	つくば国際会議場 4階 小会議室405 茨城県つくば市竹園2丁目20-3 TEL:029-861-0001
	午後2時～4時	埼玉県 加須市	キャッスルきさい 1階(多目的室) 埼玉県加須市根古屋633番地10 TEL:0480-73-3101
10月10日(木)	午前10時～正午	東京都	全国町村会館 ホールB 東京都千代田区永田町1丁目11-35 TEL:03-3581-0471(代表)
10月16日(水)	午後1時30分 ～3時30分	白河市	サンフレッシュ白河 1階(会議研修室) 白河市久田野城内31 TEL:0248-31-1019
10月17日(木)	午前10時～正午	郡山市	福島県農業総合センター 1階(大会議室) 郡山市日和田町高倉字下中道116番地 TEL:024-958-1700
10月18日(金)	午前10時～正午	新潟県 柏崎市	柏崎市産業文化会館 2階(第2会議室) 新潟県柏崎市駅前2-2-45 TEL:0257-24-7633
10月22日(火)	午後2時～4時	いわき市	復興公営住宅勿来酒井団地(集会所) いわき市勿来町酒井青柳8-2 TEL:0240-33-0125(秘書広報課)
10月23日(水)	午後1時30分 ～3時30分	福島市	サンライフ福島 2階(大研修室) 福島市北矢野目字檀ノ腰6番地の16 TEL:024-553-5529
10月24日(木)	午前10時～正午	宮城県 仙台市	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口 ホール6C 仙台市青葉区花京院1丁目2-15 ソラプラザ TEL:022-208-7515

問い合わせ

秘書広報課

TEL 0240-33-0125

福島県からのお知らせ

東京電力福島第一原子力発電所2号機燃料デブリ試験的取り出し作業の中断 に対する申し入れ

8月23日HP更新

8月22日、福島第一原子力発電所2号機で作業が開始された「燃料デブリ試験的取り出し」において、燃料デブリの取り出し部に当たるテレスコ部を原子炉格納容器内へ押し込むパイプ（押し込みパイプ：長さ1.5m×5本で構成）の順番が、計画していた順番と異なっていたため作業を中断する事態となりました。

燃料デブリの取り出しは、長期にわたる福島第一原発の廃炉作業の中でも最難関かつ最重要の課題であり、今回の試験的取り出しは、その入り口となる重要な作業です。しかしながら、今回の作業の中断は、準備した押し込みパイプの順番を間違えるという人為的かつ初歩的なミスであり、昨今のトラブル発生状況も踏まえると、県民に大きな不安を与えかねないものであることから、県では下記のとおり申し入れを行いました。

概要

- 日時 8月22日(木)午後4時30分
- 場所 県庁北庁舎 2階 小会議室
- 申入者 危機管理部 政策監 伊藤 繁
危機管理部 原子力安全対策課長 三浦 俊二
- 相手方 執行役員 福島第一廃炉推進カンパニー・シニアバイスプレジデント 高松 樹
福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉情報・企画統括室 副室長 松尾 桂介



申し入れ内容

- ◆ 今回の事象について、原因の究明と再発防止対策を確実に講じること。あわせて、今後実施される他の作業についても手順等を確認した上で、同様のミスを二度と起こさないよう、安全を最優先に、着実に作業を進めること。
- ◆ 作業の進捗状況や今後の取組等について、県民目線に立った分かりやすい情報発信に取り組むこと。

問い合わせ 危機管理部 原子力安全対策課

TEL 024-521-7255

個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について

8月28日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間: 2024年6月1日から2024年8月31日まで(原則3カ月単位)
- ・ご請求受付開始: 2024年9月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害によって就労不能損害を被られている方につきましても、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >

福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2024.9.4現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511